平成28年9月30日

毎週月.水. 金曜日発行

富山県報

312.

号 外(3)

目

次

則

規 則

○富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

1

規

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

平成28年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第48号

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則(平成22年富山県規則第35号)の一部 を次のように改正する。

第31条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」を「食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第2条第1項第1号に掲げる加工食品にあっては、次に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 原料とした食用のふぐの種類及び加工年月日
- (2) 別表第1に掲げるなしふぐを原料としたものにあっては漁獲された海域 別表第1中「(第2条、第3条関係)」を「(第2条、第3条、第31条関係)」 に改める。

附則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(生活衛生課)

2

平成28年9月30日印刷発行

発 行 富